

ながの結婚応援パスポート事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、新婚夫婦及び結婚等を予定しているカップルの経済的な負担を軽減し、店舗等の協賛を通じて、地域、企業、行政が一体となって、社会全体で結婚するふたりを応援する機運を醸成する、ながの結婚応援パスポート事業を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ながの結婚応援パスポート事業

新婚夫婦又は結婚等を予定しているカップル（以下「新婚夫婦等」という。）が、協賛店舗等において、ながの結婚応援パスポートを提示することにより、特典を受けることができる事業をいう。

(2) 結婚等

法律婚（婚姻届を提出した戸籍上の婚姻関係）その他知事が認めるものをいう。

(3) 新婚夫婦

結婚等してから1年以内であり、次のア、イのいずれかに該当しているカップルをいう。

ア 少なくともどちらか一方が県内に住所を有していること。

イ 少なくともどちらか一方が1年以内に県内に居住することを誓約すること。

(4) 結婚等を予定しているカップル

1年以内に結婚等を予定しており、次のア、イのいずれかに該当しているカップルをいう。

ア 少なくともどちらか一方が県内に住所を有していること。

イ 少なくともどちらか一方が1年以内に県内に居住することを誓約すること。

(5) ながの結婚応援パスポート

県がパスポート利用登録者の証として発行するパスポートカードの総称（以下「パスポート」という。）をいい、その意匠は別に定める。

(6) パスポート利用登録者（以下「利用登録者」という。）

本事業に申請し、パスポートの交付を受けた新婚夫婦等をいう。

(7) 協賛店舗等

第1に掲げる趣旨に賛同し、自らの負担により利用登録者に任意の特典を提供する県内に所在する店舗、施設又は企業をいう。

(8) 協賛ステッカー

協賛店舗等が掲示するステッカーをいい、その意匠は別に定める。

(9) 特典

協賛店舗等が任意に設定し、利用登録者に提供する商品代金等の割引やポイント加算、プレゼントの進呈等をいう。

(県の事務)

第3 県は、本事業の趣旨を県民や店舗等に広く周知することにより、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げる事務を行う。

- (1) 利用登録者の登録等を行うこと。
- (2) 店舗等の協賛申込みを受け付け、審査し、登録等を行うこと。
- (3) 協賛店舗等に協賛ステッカーを交付すること。
- (4) 協賛店舗等の情報を、インターネット等を通じて公開すること。
- (5) その他本事業を推進するために必要と認めること。

(交付対象者)

第4 交付対象者は、新婚夫婦又は結婚等を予定しているカップルとする。

(利用登録の手続)

第5 本事業の利用を希望する者は、ながの電子申請サービス又は別に定める様式により申込みを行う。

- 2 県は前項に定める申込みを受けたときは、内容を確認し、パスポートを交付する。
- 3 利用登録を希望する者は、第1項に定める申込みを行ったときに、利用規約に同意したものとみなす。
- 4 前項に定めるほか、登録の方法等については、利用規約に定める。

(有効期限)

第6 パスポートの有効期限は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 新婚夫婦については、結婚等した月の翌年同月末日までとする。
- (2) 結婚等を予定しているカップルについては、結婚等を予定する月の翌月末日までとする。

(パスポートの利用方法)

第7 利用登録者は、協賛店舗等にパスポートを掲示することにより、特典を受けられることができる。ただし、協賛店舗等がパスポートの掲示を必要としない場合はこの限りでない。

- 2 パスポートは、利用登録者のみが利用できるものとし、それ以外の者に貸与又は譲渡してはならない。また、複製してはならない。
- 3 利用登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、利用規約の定めにより届出るものとする。
- 4 利用登録者は、パスポートを毀損又は紛失した場合、利用規約の定めにより再交付を申し込むものとする。

(利用登録の取り消し)

第8 県は、利用登録者が次の各号に該当する場合は登録を取り消すことができる。

- (1) 利用規約に違反した場合
- (2) その他、利用状況が本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合

(特典の内容)

第9 協賛店舗等は、それぞれの協力できる範囲で、特典を提供するものとし、その内容は、各協賛店舗等により設定するものとする。ただし、次に掲げるものについては、特典とすることができない。

- (1) 法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの
- (3) 宗教性のあるもの
- (4) 政治性があるもの
- (5) その他本事業の趣旨にそぐわないと認められるもの

(協賛店舗等の範囲)

第10 協賛店舗等は、原則として県内に所在する施設に限る。ただし、近県等で長野県民の利用頻度が高いと想定される店舗等はこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、協賛店舗等として登録することができない。

- (1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制されている業績を営む施設
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする店舗等
- (3) 暴力団の関連する店舗等
- (4) その他本事業の趣旨にそぐわないと認める店舗等

(協賛店舗等の登録の手続)

第11 協賛店舗等の登録を希望する者は、ながの電子申請サービス又は別に定める様式により申込みを行う。

2 ながの結婚応援パスポート事業に協賛しようとする店舗等は、特典の内容を任意に設定することができる。

3 県は、第1項により店舗等から申込みを受けた内容を、ホームページ等により周知するものとする。

4 協賛店舗等を営む者は、第1項の申込内容を変更しようとするとき又は協賛を廃止しようとするときは、原則として変更又は廃止しようとする日の2週間前までに、ながの電子申請サービス又は別に定める様式により県に届け出るものとする。

5 県は、前項の規定による届出を受けたときは、第3項の規定を準用する。

6 協賛店舗等は、協賛ステッカーの取扱いについて、次に掲げることに留意するものとする。

- (1) パスポートを使用する者が見やすい位置に掲示すること。なお、協賛ステッカーを掲示できない特段の事情がある場合は、この限りでない。
- (2) 協賛を廃止するときは、廃止の日以後、協賛ステッカーを掲示してはならないこと。
- (3) 広告規制を受ける医療提供施設等においては、看板や入口の外側等、一般の利用者が誘引される場所に協賛ステッカーを掲示してはならないこと。

(デザインの使用)

第12 パスポート及び協賛ステッカーのデザインを利用しようとする者は、原則として、県の承認を受けなければならない。

2 前項の承認に関し、必要な事項は別に定める。

(個人情報の取扱い)

第13 県は、業務に係る個人情報は、長野県個人情報保護条例（平成3年3月14日条例第2号）に基づき、業務目的の達成のために必要な範囲内で収集することとし、本業務において知り得た個人情報については、条例第5条第2項に基づき、各業務目的以外で使用しないこととする。

(保証の否認及び免責)

第14 ホームページ等における特典情報等の掲載は、各協賛店舗等の協力により提供するものであり、県は掲載された情報の完全性、正確性、有用性等の保証を行うものではない。

2 県は、利用登録者と協賛店舗等との間の実際の実際の取引等には一切関与しない。本事業に関連して利用登録者及び協賛店舗等に何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、県はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとする。

3 第1項及び第2項に規定するもののほか、本事業に関連して利用登録者と協賛店舗等、その他第三者との間で生じたトラブルに対し、県の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、県は一切免責されるものとする。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要と認められる事項については、県が定める。

附則

この要綱は、令和4年6月9日から適用する。